

魚津市公共工事条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、魚津市における公共工事の入札において、受注意欲のある業者の入札参加機会を確保するとともに、より透明性、公正性及び競争性を高めるため、条件付き一般競争入札（以下「条件付き入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 条件付き入札の対象とする公共工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が2,000万円以上の工事とする。

2 設計金額3億円以上の土木・建築設備工事、5億円以上の建築一式工事、1億円以上のその他工事については、特定建設工事共同企業体による条件付き入札とし、その入札参加資格については、個別の対象工事ごとに魚津市請負工事執行適正化委員会（以下「委員会」という。）で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要する場合又は特殊若しくは高度な技術等特別な条件が必要と認められる場合は、この限りではない。

(入札参加資格要件)

第3条 条件付き入札に参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 魚津市における建設工事の競争入札参加資格を有する者であること。

(3) 魚津市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

(4) 対象工事において、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できる者であること。

(5) 対象工事ごとに定める次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 事業所の所在地に関する要件

イ 市内建設業者資格審査格付における業種ごとの等級又は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に関する要件

(6) その他対象工事ごとに定める入札参加資格要件を満たす者であること。

(入札の公告)

第4条 市長は、条件付き入札を実施する場合は、当該工事に係る工事名、工事場所、工事完成期限、工事概要、予定価格、入札参加資格要件等を公告するものとする。

2 前項の規定による公告は、掲示板への掲示及び魚津市ホームページに掲載して行うものとする。

(設計図書の配布等)

第5条 条件付き入札に参加しようとする者は、魚津市ホームページに掲示する設計図書をダウンロードにより取得するものとする。ただし、その取得ができない場合は、魚津市役所本庁舎縦覧場所において設計図書を縦覧できるものとする。

2 設計図書に対する質問を行おうとする者は、所定の期日までに、質問書を工事を担当する課等あてに、ファクシミリで送信して行うものとする。

(入札の方法等)

第6条 条件付き入札の方法は、郵便入札とする。

2 条件付き入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる書類(以下「入札書等」という。)を提出しなければならない。

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 入札書

(3) 積算内訳書

(4) その他入札公告において定める書類

3 入札書と積算内訳書は、入札番号、工事名、工事場所及び入札参加者名を記載した内封筒に入れて厳封の上、他の提出書類とともに郵送用封筒に入れて提出するものとする。

4 前項に規定する郵送用封筒の表には、「魚津市長(財政課)あて」と記載し、「入札書在中」、「魚津郵便局留」と朱書きし、併せて、工事名を記載するものとする。裏には、入札参加者の住所及び商号又は名称を記載するものとする。

5 入札書等は、工事ごとに定める到着期限までに、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により送付しなければならない。

6 郵送した入札書及び積算内訳書は、書換え又は引換えをすることができない。

(入札の辞退)

第7条 入札書等の郵送後に入札を辞退しようとする者は、開札日時までに入札辞退届を財政課へ提出しなければならない。

(開札)

第8条 入札書等の開札は、当該入札に参加した者の立会いのもと、工事ごとに定めた日時及び場所において行うものとする。

2 開札に立ち会う者がいないときは、当該入札事務に関係のない市職員1名を立ち会わせるものとする。

3 立会人は、開札前に、立会人名簿に署名しなければならない。

4 予定価格の制限の範囲内で最低の入札価格を提示した者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札においては、魚津市低入札価格

調査制度実施要領の例によるものとする。

(落札者の決定等)

第9条 市長は、落札候補者について入札参加資格要件を審査し、これを有すると確認したときは、確認した日をもって落札を決定し、速やかに落札者決定の通知を行い、魚津市ホームページ等で公表するものとする。

2 最低の入札価格を提示した者が複数あるときは、入札参加資格要件について審査した上で、当該入札をした者について、指定する日時に参集を求め、くじを行い、落札者を決定する。

3 市長は、落札候補者を審査の結果、入札参加資格要件を満たしていないと認めるときは、新たに次の順位者を落札候補者として審査を行うこととし、落札者決定まで同様に繰り返すものとする。

4 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めるときは、当該落札候補者に理由を付した書面で通知する。この場合において、当該落札候補者は、通知を受けた日を含め7日以内（休日を除く。）に書面にて説明を求めることができる。

5 落札者が決定したときは、次の順位以降のものについては、資格審査を行わないものとする。

(入札の無効)

第10条 郵便入札の執行について、魚津市財務規則第90条（昭和63年魚津市規則第18号）各号に掲げる入札、入札心得第6条各号のいずれかに該当する入札及び第6条に掲げる事項によらない入札は、無効とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則（平成19年魚津市告示第75号）

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年魚津市告示第14号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年魚津市告示第105号）

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成22年魚津市告示第70号）

この告示は、平成22年7月1日から施行する。